公的年金からの年金天引き（特別徴収）制度

市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、年金天引き（特別徴収）で納めている人は、引き続き特別徴収します。

市・県民税

問合せ　税務課☎(43)1111 内線 133・FAX(43)1125

4月からの市・県民税の特別徴収

現在、市・県民税を特別徴収で納めている人は、前年度の年額の 1/2 相当額を 4・6・8 月の 3 回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金などからの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

国民健康保険税

問合せ　保険年金課☎(43)1111 内線 143・FAX(43)1125

4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めている人は、2 月の年金から徴収した保険税と同額を 4・6・8 月の年金から仮徴収します。

■保険税の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

(1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
(2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢 65 歳～ 74 歳の人
(3) 世帯主の年間の年金受給額が 18 万円以上の人
(4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の 2 分の 1 以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。
※国民健康保険の被保険者で、令和 5 年度に 75 歳になる人は、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

後期高齢者医療保険料

問合せ　保険年金課☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2 月の年金から徴収した保険料と同額を 4・6・8 月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎの全てに該当した人

(1) 後期高齢者医療制度に加入している人
(2) 年間の年金受給額が 18 万円以上の人
(3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の 2 分の 1 以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。詳細は、お問い合わせください。

介護保険料

問合せ　介護福祉課☎(42)8444・FAX(43)5600

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めている人は、2 月の年金から徴収した保険料と同額を 4・6・8 月の年金から仮徴収します。

■令和 4 年 4 月 2 日から令和 4 年 10 月 1 日までの間に、つぎのいずれかに該当した人

4 月の年金から保険料を特別徴収します。

(1) 65 歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給している人
(2) 65 歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給した人
(3) 65 歳以上で、老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給している人のうち、転入などにより住所変更を行った人

※該当する人には「令和 5 年度特別徴収開始のお知らせ」を郵送しますので、内容をご確認ください。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

～ 3 月は「自殺対策強化月間」です～

寄り添おう・たいせつないのち

問合せ　健康増進課☎(42)8421

身近に起きていることだと知る

○自殺者数は交通事故死者数よりも多い

2022 年中の全国の自殺者数は 2 万 1584 人で、交通事故死者数の 8 倍にもなります。幸手市でも年間 10 人前後の人が自殺により尊いいのちを落としています。誰にでも身近に起こりえることだと認識を持つことが大切です。

○自殺の原因はひとつではない

原因は健康問題、家庭問題、経済・生活問題などの要因が複雑に関係しています。心理的に追い詰められて、抑うつ状態やうつ病などの精神疾患を発症し、正常な判断ができない状態になっているのです。

あなたにもできることがある

○気づく

自分や家族、友人に変わったことはないか。
眠れない・食欲がない・口数が減ったなど。

○声をかける

「どうしたの？なんだか辛そうだけど。」
「何か力になれることはない？」など。

○寄り添う

責めたり、安易に励ましたりせず、話をじっくり聴く。
「大変だったね。」「話してくれてありがとう。」を伝える。

○つなぐ

専門家の助けが必要と感じたら、相談窓口につなぐ。

○見守る

相談にのることを伝えて、焦らず・あたたかく見守る。

こころの相談に関する窓口

相談窓口	電話番号	詳細情報
こころの相談（健康増進課）	0480(42)8421	相談時間などはこちら
埼玉いのちの電話	048(645)4343	
	0120(783)556	
チャイルドライン（18 歳以下の子ども専用）	0120(99)7777（そのほかチャットあり）	
こころのサポート@埼玉（ＬＩＮＥで心理カウンセラーに相談できます）	ＬＩＮＥ友達登録	日・月曜日 午後 9 時～翌 6 時 3 月 5 日～ 30 日は毎日

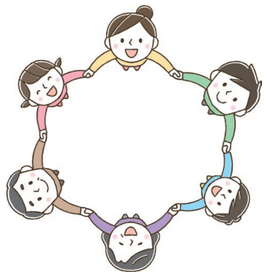

人権　それは　愛

部落差別について正しく理解しましょう

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和 4 年 7 月 8 日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とし、「図書、地図その他資料の公表又は流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めております。しかしながら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとこのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起こすな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。